

平成27年6月2日

事業主様  
事務ご担当者様

関西文紙情報産業健康保険組合

### 算定基礎届（総括表）に関するお願い

初夏の候、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素より、健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も算定基礎届をご提出いただく時期が近づいてまいりましたが、昨年まで、「算定基礎届」の記入作成については、「総括表」も含めて、健康保険組合又は厚生年金基金から送付した用紙を使用していただいていたところでした。

このため、同じ時期に日本年金機構事務センターから送付される「算定基礎届」・「総括表」等は、事業所様では原則として一切使用する必要がなかったものと存じます。

しかしながら、平成28年10月から一定条件を満たす短時間労働者にも厚生年金保険・健康保険が適用される予定となり、この確認調査のため、今年度、日本年金機構の「総括表」につきましては、「会社法人等番号」が印字された確認欄が設けられることになりました。

つきましては、今年度の「算定基礎届」の提出にあたり、厚生年金分の「総括表」だけは、下記のとおり、日本年金機構事務センターから送付されるものを使用していただく必要がありますので、ご留意いただきたくお願い申し上げます。

#### 記

	昨年まで	今年度
送付元	送付用紙	送付用紙
健(年) 保(金) 組(基) 合(金)	①算定基礎届（複写）	①算定基礎届（複写）
	②総括表（健保）	②総括表（健保）
	③総括表（基金） 加入事業所のみ	③総括表（基金） 加入事業所のみ
	④総括表（年金）	④
年(機) 金(構)	⑤算定基礎届	⑤算定基礎届
	⑥総括表（年金）	⑥総括表（年金） <b>会社法人等番号</b>

- ①②③④をまとめて健保組合にご提出。  
 ⑤⑥は使用せず。

- ①②③⑥をまとめて健保組合にご提出下さい。  
 ④は今回送付いたしません。  
 ⑤は使用しないで下さい。

- 健保組合（年金基金）・年金機構からの用紙送付は今月中旬頃の予定です。
- CD等電子媒体でお届けの事業所様も、総括表につきましては上記の取扱いとなります。
- 「総括表（附表）」につきましては、従来どおり健保組合から送付いたします。

このことについてのお問い合わせは、06-6765-9212（適用課）まで